

小金井市公立保育園運営協議会の設置に当たって
(平成 25 年 9 月 4 日 五園連対市懇談会配付資料)

市では、これまで保育サービスの維持・向上に努めてきたところですが、近年の社会経済情勢の変化、女性の社会進出の増大、就労形態の変化など、子どもや家庭を取り巻く状況は大きく変化し、保護者の皆さんが求める保育サービスも多様化の傾向にあり、子どもや子育て家庭への支援施策の更なる充実が求められています。

こうした中で、市は解決すべき大きな 4 つの課題として、「(1)待機児童の解消に向けた取組」、「(2)子育てに係る多様な市民ニーズの充足に向けた取組」、「(3)老朽化する保育施設の維持・管理に係る取組」、「(4)保育制度の変更に向けた新たな取組」を掲げ、今後、現下の厳しい財政状況の下で待機児童の解消をはじめとした保育サービスの充実を図っていくためには「のびゆくこどもプラン 小金井」に定められた事業の着実な実施が必要であると考えています。

先に掲げた課題を解決し、公立保育園として果たしていくべき役割を担っていくためには民間・公立の役割を分担し、効率よく保育施策を推進していく必要があることから、現状の保育施策の総合的な見直しを行うため、職員団体と保育業務の総合的な見直しについての協議を開始しました。

そこで、今回設置する保護者の皆さん、職員等で組織する小金井市公立保育園運営協議会（以下「運営協議会」とします。）において公立保育園の質の向上、あり方、役割等について忌憚のないご意見をいただきたいと考えます。

お忙しい中大変恐縮ですが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 運営協議会の概要等

(1) 運営協議会とは

公立保育園における保育サービスの現状確認及び評価、また、保護者の皆さんが求める保育事業などについて、今後の行政運営の参考とするためのご意見を伺うための会議です。

(2) 委員の構成

小金井市公立保育園父母の会（五園連）から推薦いただいた公立保育園在園児の保護者の方（各園ごとに 2 人 計 10 人以内）と市職員（子ども家庭部長、保育課長、保育係長、各公立保育園園長）で組織します。

(3) 委員の任期等

委員の任期は、4月から翌々年3月までの2年とし、再任を妨げません。ただし、年度途中で協議会が設立された場合の任期は、翌々年度末までとします。また、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(4) 開催期日等

運営協議会の開催日、開催時間帯等については、最初の委員会で協議し、参加しやすい開催日を決定します。なお、11月13日(水)に最初の運営協議会を開催し、その後は概ね月に1回程度の開催を予定しています。

2 運営協議会で検討・協議する事項

現在、市では職員団体と保育業務の総合的な見直しについて協議を行っているところですが、運営協議会ではそれと並行して次の事項について検討・協議していくこととします。

(1) 公立保育園における保育サービスの現状確認及び評価

- ア 現在の公立保育園の保育の質について（良い点や改善点などについて）
- イ 評価（現状の保育内容の拡充・縮小など）

(2) 保護者が求める保育事業（保育ニーズの確認など）

- ア 保護者は、どのような保育サービスを求めているのか（実施している保育内容の拡充・未実施の保育サービス等）。
- イ 保育サービスの拡充等について、現行の体制で実施可能かという点について

(3) その他

上記(1)、(2)以外の事項についても、運営協議会が必要に応じて検討・協議することとします。